

第1章 計画の趣旨

第1節 計画策定の目的

近年の人口減少や既存の住宅・建築物の老朽化、社会的ニーズの変化及び産業構造の変化等に伴い、空家等が年々増加しております。空家等の中には、適切な管理が行われていないものがあり、安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害等多岐にわたる問題を生じさせ、ひいては地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしてしまふことがあります。

このような状況を踏まえて、国では、平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家特措法」という。）」を施行しました。

本町においても、「空家特措法」の施行を受け、管理不全な空家等が増加傾向にあることを踏まえ、平成28年12月に「大泉町空家等対策の推進に関する条例（以下「空家対策条例」という。）」を施行しました。さらに平成29年5月に「大泉町空家等対策計画（以下「第1期計画」という。）」を策定し、計画期間が令和3年度で終了したことから、「第2期大泉町空家等対策計画（以下「第2期計画」という。）」を策定しました。これに基づき、空家等対策を推進してきました。

さらに、増加する空家等がもたらす問題が一層深刻化し、空家等の発生抑制、活用の拡大、適切な管理の確保及び除却等の促進に係る取組を強化する必要があることから、令和5年12月に「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」が施行されました。

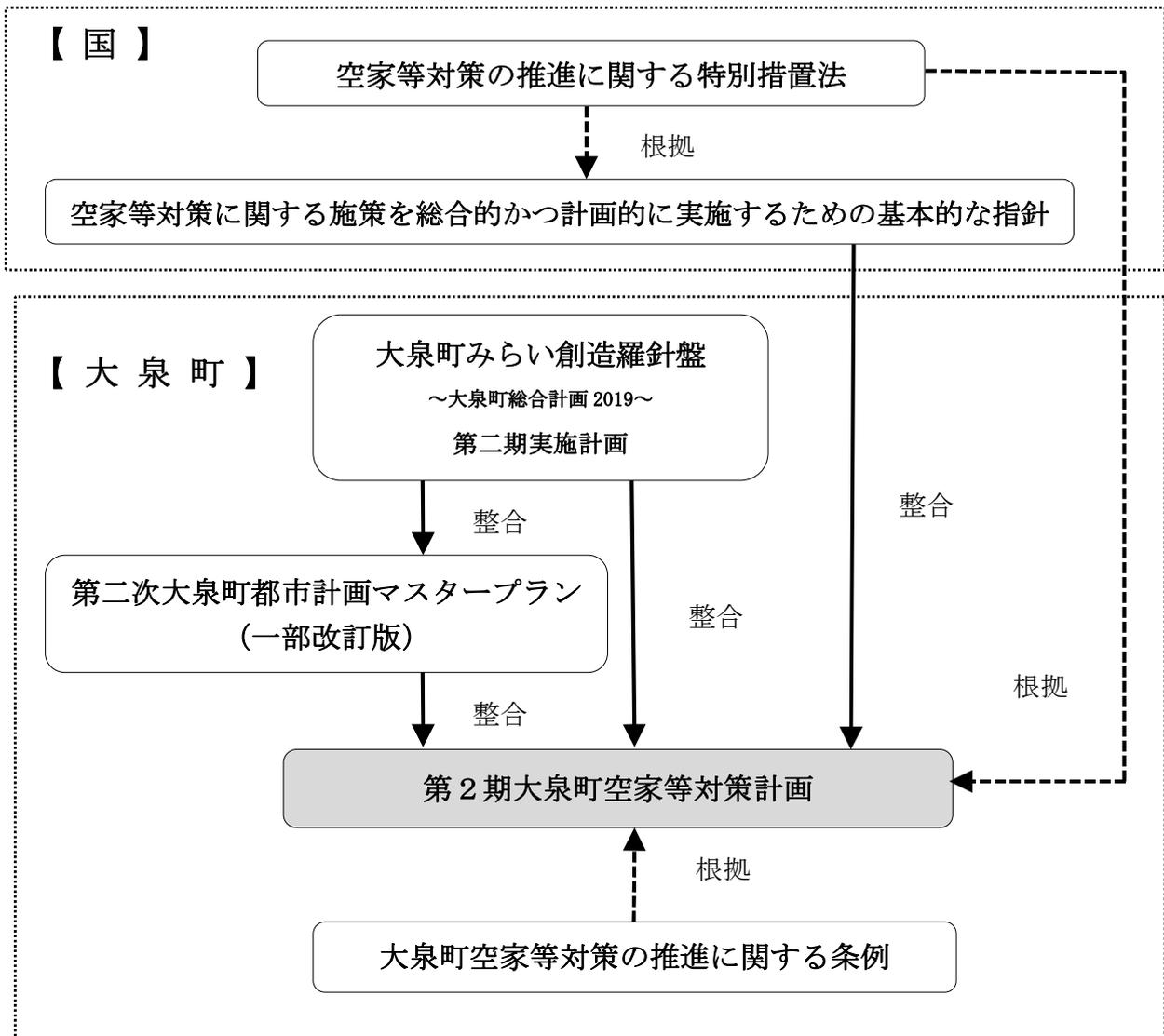
このことから、本町では法改正の内容を踏まえ、「第2期大泉町空家等対策計画（以下「第2期計画」という。）」を一部改定します。

【注釈】

空家特措法で対象としている空家の表記方法は、一般的な表記「空き家」とは異なり「き」が除かれているため、第2期計画においては、全て「空家」に統一し表記します。

第2節 計画の位置付け

第2期計画は、空家特措法第6条第1項及び空家対策条例第6条第1項に基づき定めるもので、「大泉町みらい創造羅針盤 ～大泉町総合計画 2019～第二期実施計画」、「第二次大泉町都市計画マスタープラン（一部改訂版）」の下位に位置付け、整合性を図り実行性の高い計画として策定しました。



なお、本町における空家等に関する対策は、持続可能な開発目標（SDGs）のゴールのうち、「11. 住み続けられるまちづくりを」と関連するものであり、第2期計画がSDGsに寄与するものと考えます。

SDGs : Sustainable Development Goals の略

全ての国連加盟国が2030年までに取り組む行動計画として17のゴールと169のターゲットが掲げられ、我が国においても2016年に「持続可能な開発目標実施指針」を策定し、国をあげて取り組みを進めています。

第3節 用語の定義

第2期計画で使用する用語については、次のとおりです。

(空家特措法の規定と同一)

- **空家等**：建築物又はこれに附随する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態である*もの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含みます。）をいいます。

【空家特措法第2条第1項】

*「使用がなされていないことが常態である」とは、概ね1年以上継続して使用されていない物件とします。

- **特定空家等**：そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいいます。

【空家特措法第2条第2項】

- **所有者等**：空家等の所有者又は管理者をいいます。

【空家特措法第5条】

- **管理不全空家等**：そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなる状態にあると認められる空家等をいいます。

【空家特措法第13条】

第4節 計画の対象

1 対象とする地域

町内全域とします。

2 対象とする空家等

第2期計画の対象とする空家等は、空家特措法第2条に規定する「空家等」及び「特定空家等」とし、「空家等」については、一戸建て又は長屋建ての住宅とします。

第5節 計画期間

第2期計画の計画期間は、令和4年度から令和8年度の5年間とします。

なお、社会情勢の変化や施策の効果等を踏まえ、見直しの必要性が生じた場合には、改定や計画期間の変更をするものとします。